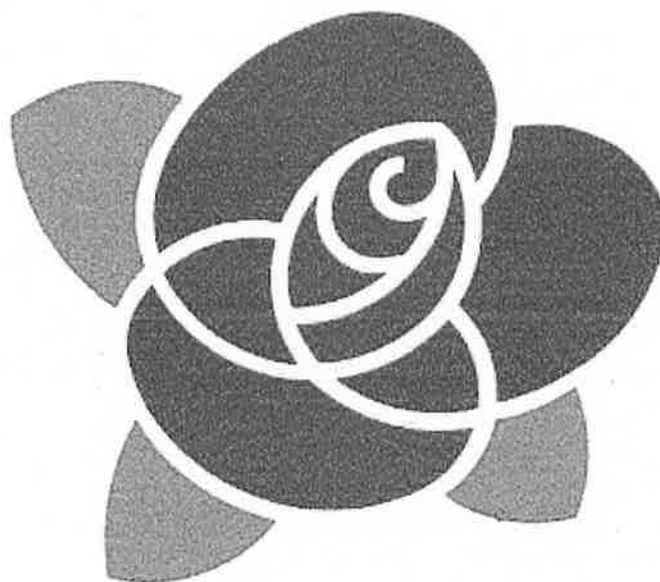


港区災害時医療救護活動マニュアル



平成25年9月

みなと保健所



港区みなと保健所

目 次

目 次	1
I 目的	3
II 災害発生時保健所職員の対応	3
(1) 平日勤務時間中に災害が発生した場合	3
(2) 夜間休日等の勤務時間外に災害が発生した場合	3
III 災対みなと保健所の体制・組織と役割	3
(1) 港区の災害時医療体制	4
(2) 港区災害医療コーディネーター	4
(3) 災対みなと保健所の態勢	5
IV 災対みなと保健所体制図	6
V 災対みなと保健所の組織と役割	8
1 庶務・情報班	8
2 医療救護班	9
3 保健活動班	10
4 防疫班	12
5 環境衛生指導班	13
6 消毒班	14
7 食品衛生指導班	14
8 被災動物支援班	15
9 検査班	15
VI 医療救護活動	16
(1) 初動態勢の確立（発災から概ね6時間まで）〈フェーズ0〉	16
(2) 超急性期（発災6時間から72時間まで）〈フェーズ1〉	17
(3) 急性期（発災72時間から1週間程度まで）〈フェーズ2〉以降	18
VII 保健相談等活動	20
(1) 初動態勢の確立（発災から概ね6時間まで）〈フェーズ0〉	20
(2) 超急性期（発災6時間後から72時間まで）〈フェーズ1〉	20
(3) 急性期（発災72時間から1週間程度まで）〈フェーズ2〉	21

(4) 亜急性期（発災1週間から1か月程度まで）＜フェーズ3＞以降	24
VIII 防疫及び生活衛生活動	25
(1) 初動態勢の確立（発災72時間経過後）＜フェーズ1から2への移行＞	25
(2) 急性期（発災72時間から1週間程度まで）＜フェーズ2＞以降	25
IX みなと保健所の平常時の災害医療救護への対応	26
(1) 港区災害医療連携会議（予定）の開催	26
(2) 協定に基づく、港区医師会等の災害医療救護計画の受理	26
(3) 港区災害時医療救護活動マニュアルの更新	26
(4) 医薬品・医療資器材の備蓄・管理	26
(5) 防災行政用無線定期通信訓練の実施	26
(6) 災害医療救護活動訓練の実施	26
X 参考資料	27
VI 用語解説	31

I 目的

このマニュアルの内容は東京において大規模な災害が発生した場合における医療活動及び保健衛生活動について定めたものです。港区などの都心区の特徴は昼間人口と夜間人口の差が大きいことですが、平日の昼間に大地震が発生した場合、阪神淡路大震災及び東日本大震災を上回る大きな被害が出る可能性があります。このため、被害を最小限に食い止めるためにも、初動態勢が大変重要になってきます。また、休日夜間に発生した場合の職員の参集方法、平常時に備えるべき事項などについても併せてまとめました。

このマニュアルを、随時最新の情報に応じて更新していくことが重要です。

II 災害発生時保健所職員の対応

東京において震度5強の地震が発生した場合は第3非常配備態勢まで、震度6弱以上の地震が発生した場合は第4非常配備態勢（全職員）まで自動的に動員指令が発せられ、港区災害対策本部（以下、「災対本部」という。）が設置されます。その中で保健所は、みなと保健所長を長とした港区災害対策みなと保健所（以下、「災対みなと保健所」という）として、被災者の医療救護活動や医療救護所の開設、感染症の予防と被災地の衛生管理等の活動に従事します。

（1）平日勤務時間中に災害が発生した場合

職員は直ちに非常配備態勢に従事する態勢をとります。また、他の区施設にいる職員は安全確認後、各自の職場に所在と安否の連絡をし、災対みなと保健所からの指示を待ちます。食品衛生監視員や環境衛生監視員、保健師などで訪問先の企業や家庭にいる場合は、原則として各自の職場に戻りますが、安全の確認ができない場合や、帰路の交通や道路が寸断されている場合は、最寄りの区の施設に向かい災対みなと保健所の指示に従うこととします。

（2）夜間休日等の勤務時間外に災害が発生した場合

上記のように震度5強以上の地震が発生した場合は自動的に災対本部が設置されますので、職員は各自の配備態勢に従って職場に登庁します。

震度5強以上の地震以外にも、緊急の災害が発生した場合には、非常配備態勢の連絡網に従って参集します。ただし、交通機関の不通や道路の寸断などで、参集が不可能な場合はできるだけ職場に連絡をとり指示に従うこととします。

III 災対みなと保健所の体制・組織と役割

発災時にみなと保健所は、災対みなと保健所となり、みなと保健所長が災対みなと保健所長として、災対みなと保健所を統括し、所属職員を指揮監督します。

災対みなと保健所災対生活衛生課（以下、「災対生活衛生課」という。）の指揮は生

活衛生課長、災対みなと保健所災対保健予防課（以下、「災対保健予防課」という。）の指揮は保健予防課長、災対みなと保健所災対健康推進課（以下、「災対健康推進課」という。）の指揮は健康推進課長が行います。保健政策調整担当課長は、災対みなと保健所長の指示により災対生活衛生課の分掌事務の一部を指揮します。

災対本部と災対みなと保健所との連絡窓口は、原則として災対生活衛生課（庶務係）が担当します。災対生活衛生課（庶務係）は、災対保健予防課（保健予防係）・災対健康推進課（健康づくり係）への連絡を行うとともに、災対みなと保健所内の連絡会の実施等、相互の連絡調整を行います。

保健政策調整担当課長は、災対本部と災対みなと保健所との連絡調整を行ない、必要な事項について、災対生活衛生課（庶務係）は、災対保健予防課（保健予防係）・災対健康推進課（健康づくり係）へ連絡を行います。

（１）港区の災害時医療体制

① 災害拠点病院

主に重症者の収容・治療を行う病院で、*1 基幹災害拠点病院、*2 地域災害拠点中核病院及び*3 地域災害拠点病院として都が指定する病院。

区内には、東京慈恵会医科大学附属病院、東京都済生会中央病院、北里大学北里研究所病院の３病院が地域災害拠点病院に指定されています。

② 災害拠点連携病院

主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院で、救急告示を受けた病院等のうち都が指定する病院。

区内には、国際医療福祉大学三田病院、国家公務員共済組合連合会虎の門病院、せんぼ東京高輪病院の３病院が指定されています。

③ 災害医療支援病院

専門的治療（透析、産科、小児科、精神科）を継続し、その他軽症治療・慢性疾患等の医療救護活動を行う病院で、災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除いたすべての病院。

（２）港区災害医療コーディネーター

災対みなと保健所長の指揮の下、港区災害医療コーディネーターは、区内の医療情報を集約・一元化し、社団法人東京都港区医師会（以下「港区医師会」という）等の医療救護班や他県等から派遣される医療救護班等の巡回先などの医療救護活動等の統括及び調整並びに災害医療に関する助言を行います。

また、東京都地域災害医療コーディネーターへ、区内の負傷者や医療機関の被災状況等を報告し、区内の医療資源が不足する場合には、東京*4DMAT や医療救護班等の派遣受け入れを調整します。

港区災害医療コーディネーターは、予め港区医師会の医師等を委嘱します。(予定)

(3) 災対みなと保健所の態勢

災対みなと保健所の初動態勢は次の通りとします。

- ① 職員の出勤状況及び所在を把握します。
- ② 所管施設の被害状況を確認します。
- ③ 災害規模・被害状況・避難所・避難者に関する情報を収集します。
- ④ 災害発生直後は、救命・救急活動を優先し、災対本部の指示に従って、必要な人員を配備します。

同時に緊急医療救護所、医療救護所の開設、港区災害医療コーディネーターとの連携の開始、港区医師会医療救護団本部の立ち上げ支援、医療機関の現状把握と情報提供、災害拠点病院等の受入状況の把握と情報提供、医薬品や医療資器材等の状況把握と情報提供などの医療救護活動を行います。

- ⑤ 救命・救急活動が落ち着いた段階で、災対みなと保健所各班の活動を開始します。

災害規模が広域にわたる場合は、災対本部の指示に従うと同時に、東京都及び他の区と必要な調整を行います。

(参考1) 広域災害時のDMATの活動概要

(日本DMAT隊員養成研修資料より)

